

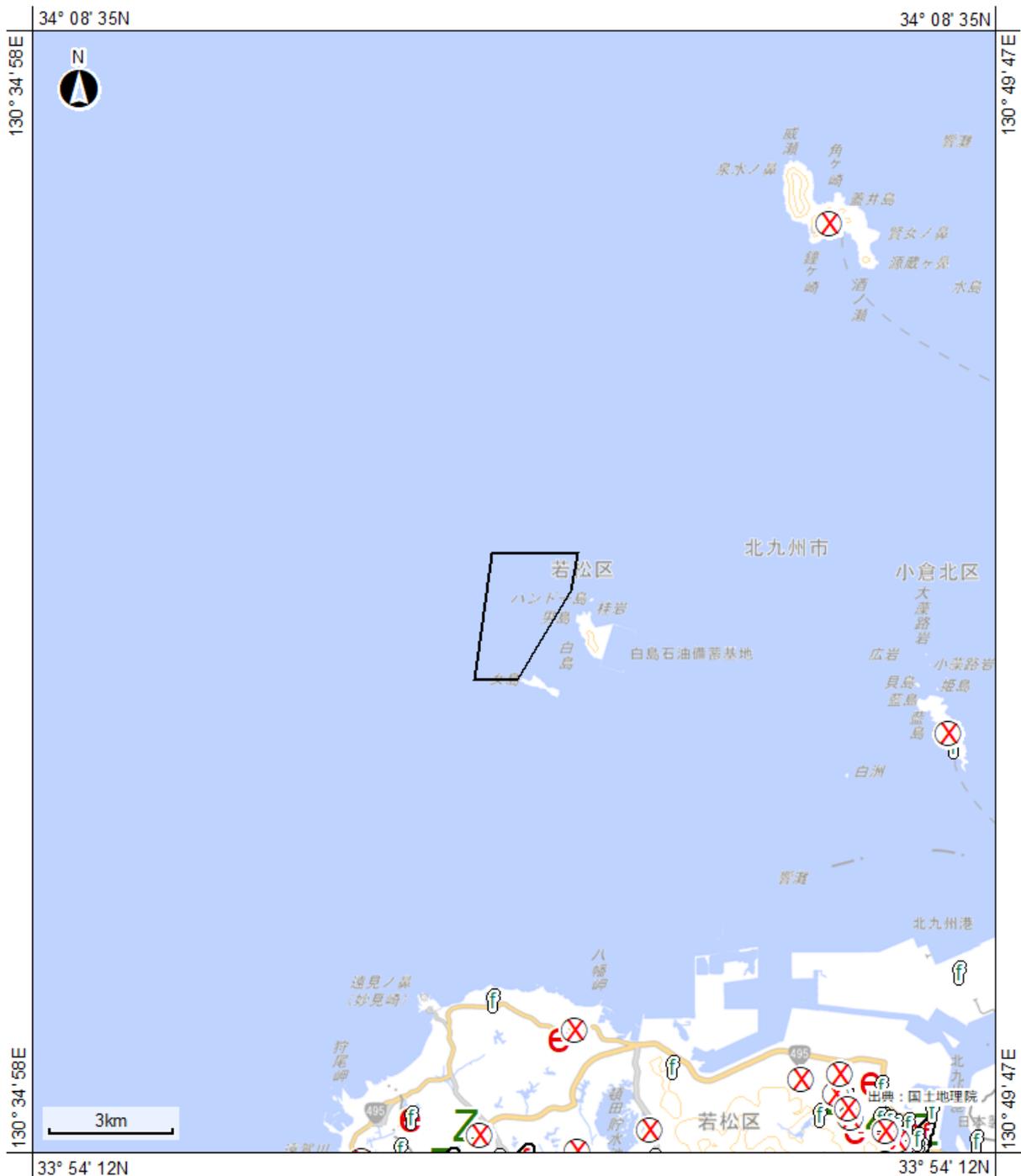
3.2.4 交通の状況

事業実施想定区域及びその周辺は沖合洋上であることから、陸域における交通の状況は該当しない。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周辺は沖合洋上であることから、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況については該当しない（図 3.2-9 参照）。

また、若松区における用途地域図を図 3.2-10 に示す。若松地区沿岸部は、工業専用地域、及び準工業地域となっている。

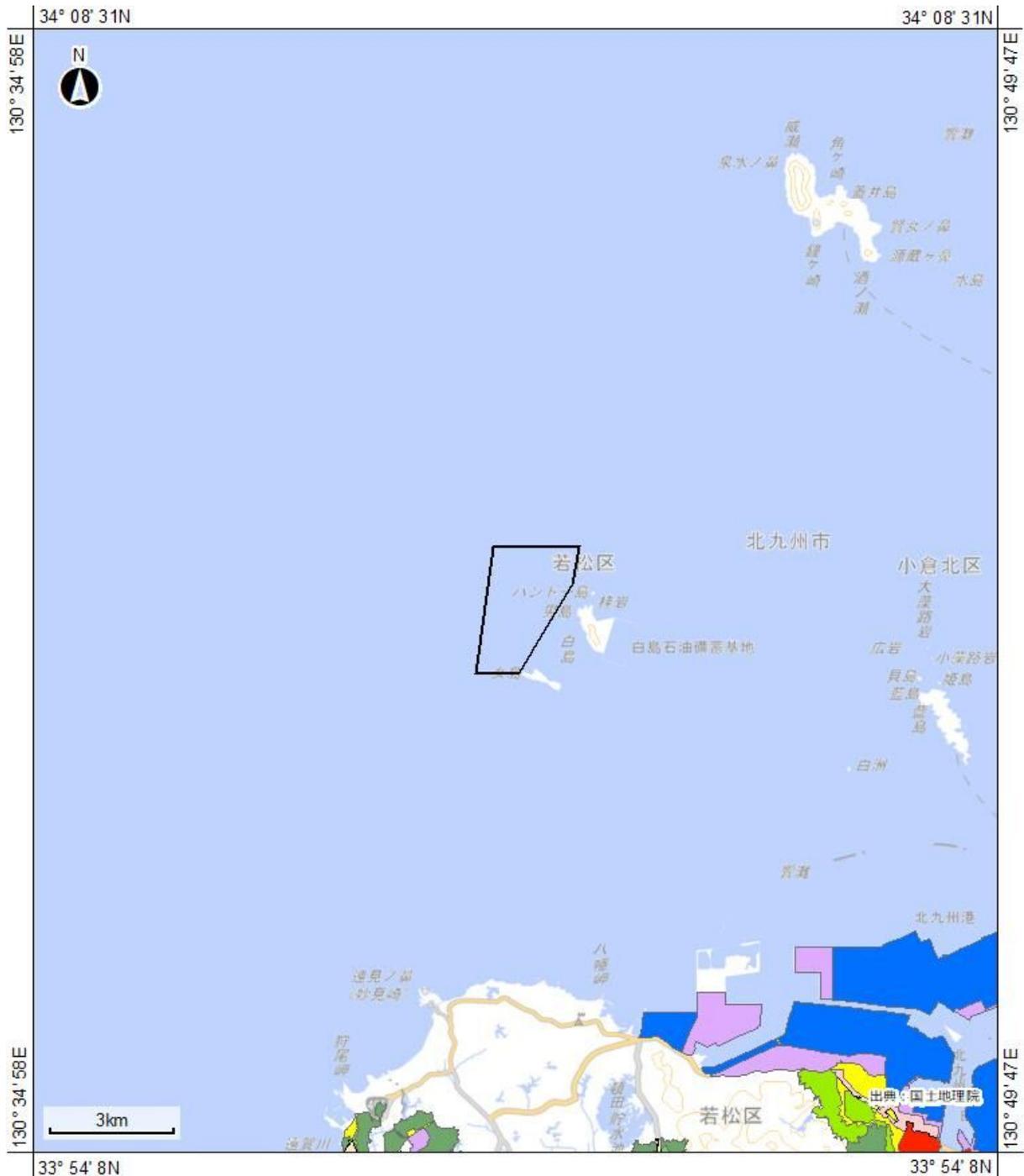


凡例

- 学校
- 病院
- 幼稚園
- 事業実施想定区域
- 診療所
- 保育所

出典：「国土数値情報（学校、医療機関、福祉施設）」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-9 主な学校等の位置



凡例

□ 事業実施想定区域

用途地域名

第一種底層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	工業地域
第二種底層住居専用地域	第二種住居地域	商業地域	工業専用地域
第一種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	

出典：「都市計画用途地域」（環境省、環境省アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-10 用途地域図

3.2.6 下水道の整備状況

事業実施想定区域及びその周辺は沖合洋上であることから、下水道の整備の概況については該当しない。

3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められている。概要を以下に示す。

a. 大気質

大気汚染に係る環境基準については、事業実施想定区域及びその周辺は該当しない。

b. 騒音

騒音に係る環境基準については、事業実施想定区域及びその周辺は該当しない。

c. 水質汚濁

海域における環境基準については、事業実施想定区域及びその周辺では、響灘及び周防灘水域、洞海湾水域において海域の類型指定がなされている。河川及び湖沼については該当しない。

d. 地下水の水質

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、事業実施想定区域及びその周辺は該当しない。

e. 土壌

土壌汚染に係る環境基準については、事業実施想定区域及びその周辺は該当しない。

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質の汚染及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、事業実施想定区域及びその周辺は該当しない。

(2) 規制基準等

① 大気質

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「ダイオキシ

ン類対策特別措置法」、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 14 年福岡県条例第 79 号）により、規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

② 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制基準が規制区域の区分ごとに指定されている。特定建設作業に伴って発生する騒音に対しては、基準値及び区域の区分に応じて作業時間等の制限等が定められている。

また、自動車騒音については、指定地域内の道路周囲の生活環境が著しく損なわれないよう、交通規制等の措置を要請する限度が区域の区分に応じた時間区分ごとに定められている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

③ 振動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、工場からの振動、建設作業振動、道路交通振動に係る規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

④ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭規制地域を指定し、工場その他の事業場から排出される悪臭物質の濃度について各市町村において規制基準が定められている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

⑤ 水質

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）、「北九州市公害防止条例」（昭和 45 年条例第 19 号）により、規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

⑥ 水底の底質

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 号に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）に基づき、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の判定基準や除去等の基準として、水底土砂に係る判定基準が定められている。また、「底質の暫定除去基準」（昭和 50 年環水管第 119 号）が定められている。

(3) 公害防止計画

福岡県では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、「大牟田地域公害防止計画」及び「福岡地域公害防止計画」を策定し、公害防止のための諸施策を推進している。

2. 自然及び社会関係法規制の状況

既存資料・文献等により把握した、北九州市沿岸部における法規制の状況は表 3.2-8 に示すとおりである。

事業実施想定区域においては、航路標識法、船舶安全法、漁業法、航空法及び電気事業法が該当する。

表 3.2-8 法規制等の適用の状況

	名称	適用の有無及びその制約条件等	対応
(1)	自然公園法	無し。（若松北海岸に玄海国定公園があるが、事業実施想定区域ではない。）	不要
(2)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	無し。（白島が鳥獣保護区に指定されているが、事業実施想定区域ではない。）	不要
(3)	国土利用計画法及び国土形成計画法	無し	不要
(4)	海岸法（漁港漁場整備法含む）	無し（海岸保全区域外）	不要
(5)	港湾法	無し（港湾区域外）	不要
(6)	港則法	無し	不要
(7)	航路標識法	有り	浮体構造物に適用
(8)	船舶安全法	有り	浮体構造物に適用
(9)	漁業法	有り（共同漁業権内）	海域占用に関する調整・協議が必要。
(10)	航空法	有り	航空障害灯の設置、高さ制限無し。
(11)	文化財保護法	無し（史跡名勝天然記念物なし）	遺跡発見時は届出
(12)	景観条例等	無し（対象外）	情報提供
(13)	民法	無し	不要
(14)	建築基準法	無し	不要
(15)	電気事業法	有り	発電事業実施に当たり認可申請等が必要。
(16)	水産関係法令	無し	不要
(17)	環境基本条例	無し	不要
(18)	再エネ海域利用法	無し	対象となる場合は調整が必要。
(19)	その他の社会的制約条件の状況	有り	既存の海底ケーブルが確認される。

(1) 自然公園法

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)では、国立公園、国定公園、県立自然公園における開発等を規制している。響灘周辺海域の西部沿岸側に玄海国定公園の指定地域があるものの、事業実施想定区域周辺の海域に自然公園は存在しない(図 3.2-11 参照)。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)では、鳥獣保護の観点から、鳥獣保護事業計画において鳥獣保護区域を指定することができる。北九州市沖の白島(男島の一部及び女島)は、特別保護地区に指定されている(図 3.2-12 参照)。

(3) 国土利用計画法及び国土形成計画法

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)及び「国土形成計画法」(昭和 25 年法律第 205 号)並びにこれに関連する「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)等による事業実施想定区域の海域に制約を加える計画の情報は、既存資料等により現状確認されていない。

(4) 海岸法(漁港漁場整備法含む)

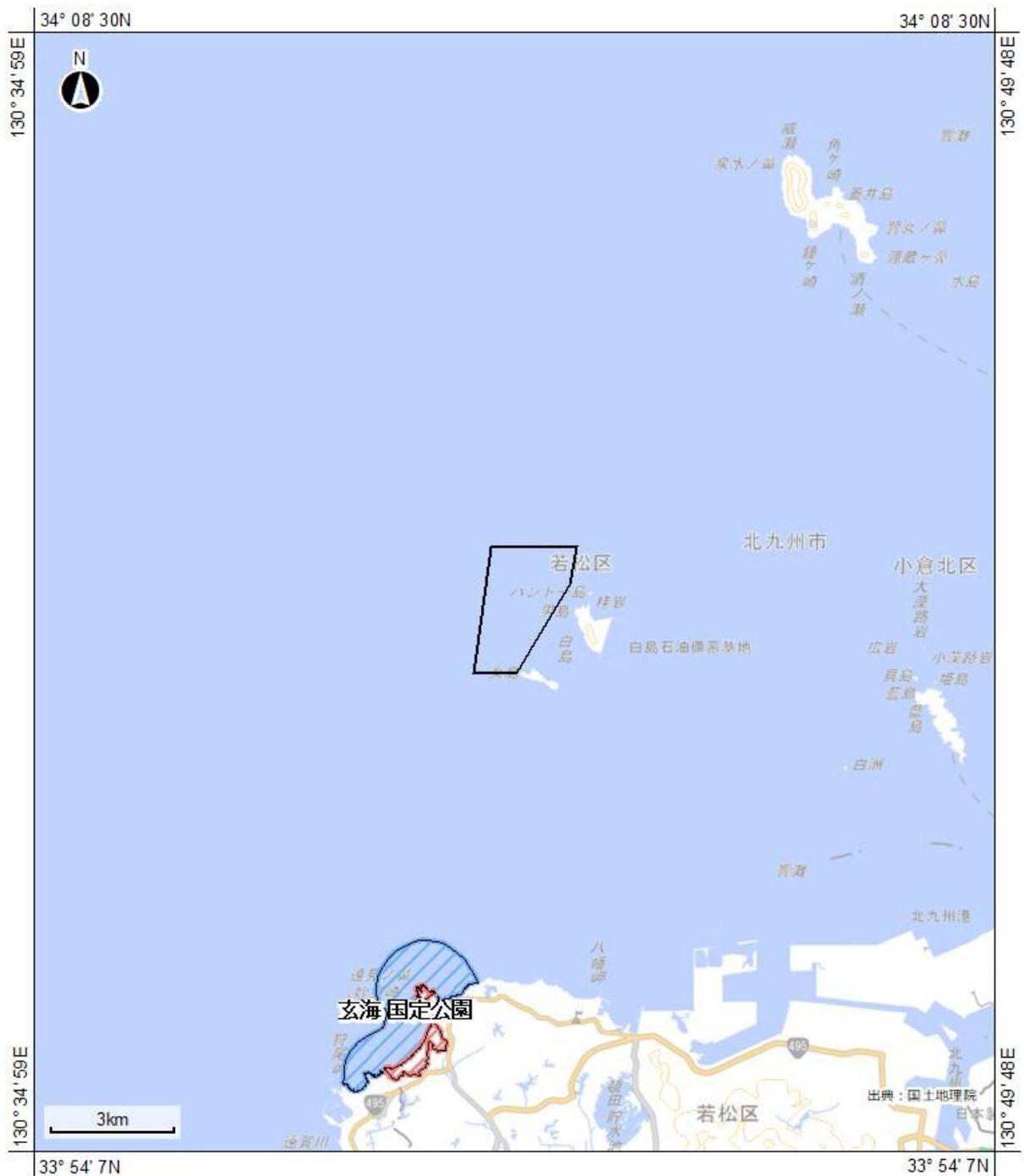
「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号)では、海または地盤の変動による被害から海岸を守るために、海岸保全区域として一定の区域を指定している。北九州港海岸における海岸保全区域は図 3.2-13 に示すとおりである。

(5) 港湾法

「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発及び保全することを目的としている。事業実施想定区域周辺には港湾法に該当するエリアは存在しない。

(6) 港則法

「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)は、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的としており、入出港の届出、びょう地の指定、夜間入港の制限、雑種船以外の移動の制限、雑種船以外の船舶の修繕またはけい船の届出、けい留等の制限等の規制がある。事業実施想定区域周辺には港則法に該当するエリアは存在しない。



凡例 国定公園

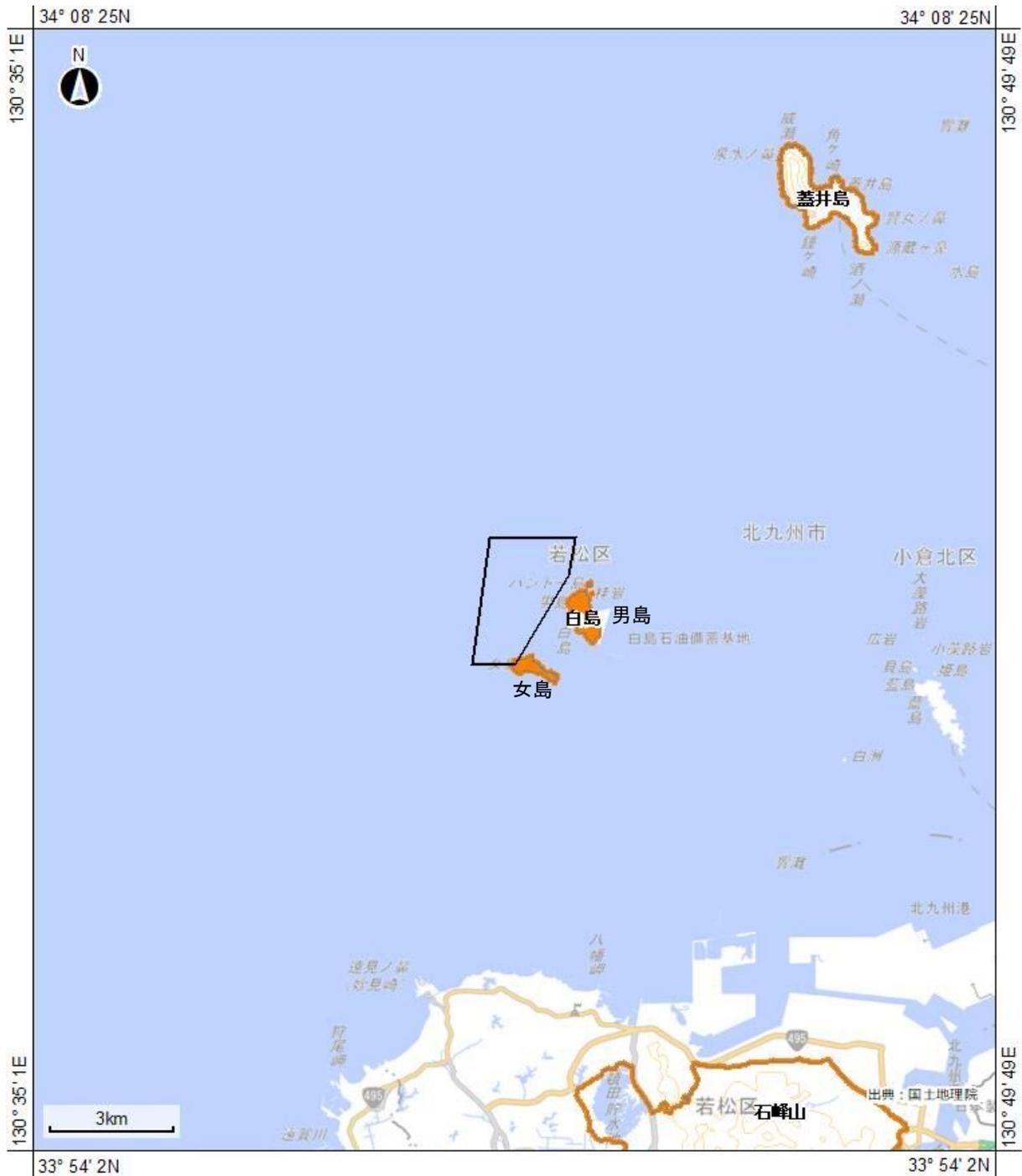
 第2種特別地域

 普通地域

 事業実施想定区域

出典：「自然公園区域」（環境省、環境省アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-11 自然公園の位置図



凡例

都道府県指定鳥獣保護区

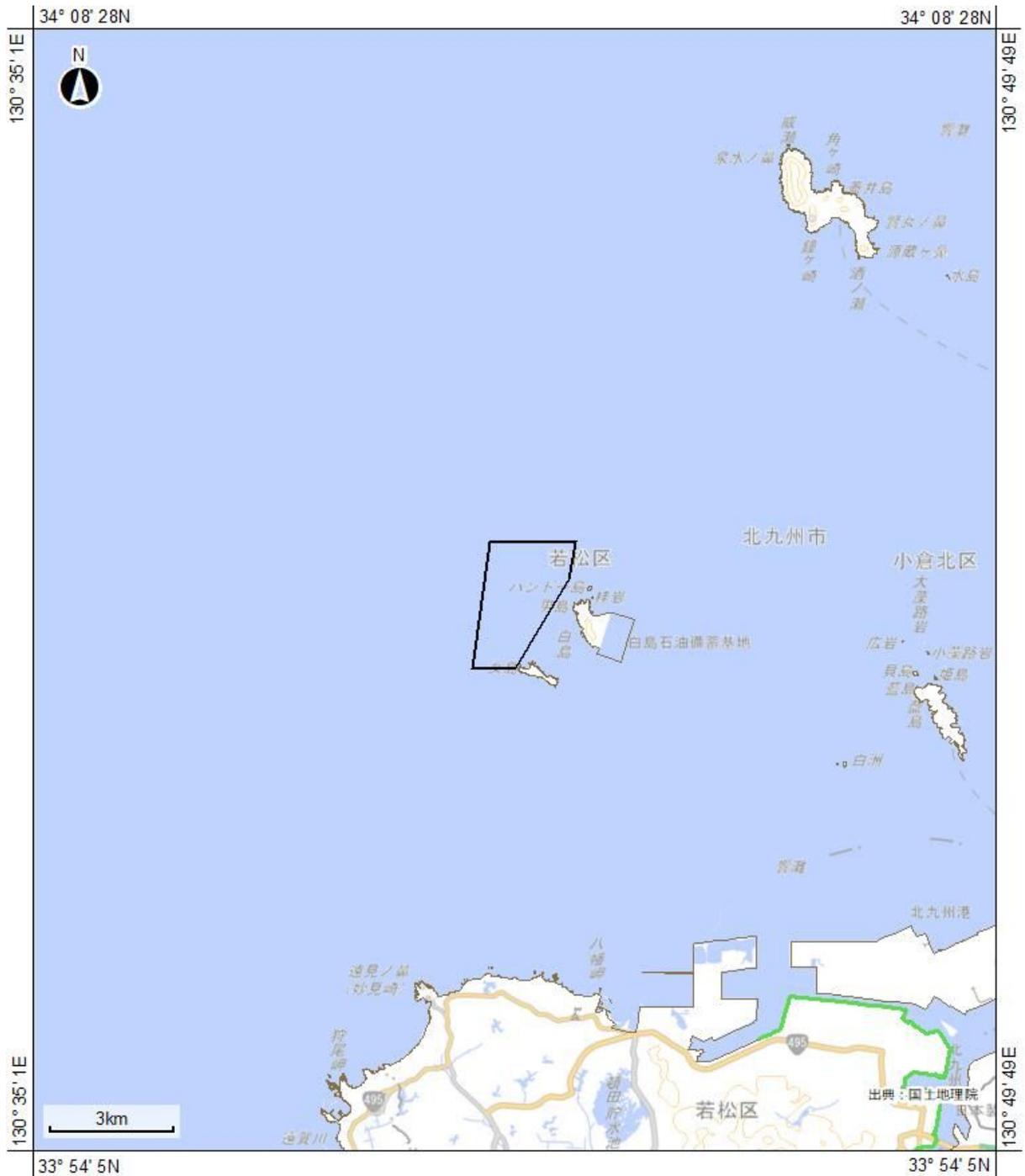
特別保護地区

鳥獣保護区

事業実施想定区域

出典：「鳥獣保護区（都道府県指定）」（環境省、環境省アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-12 鳥獣保護区の位置図



凡例

海岸保全区域

—— 海岸線

所轄官庁

—— 2: 国土交通省港湾局

□ 事業実施想定区域

出典: 「海岸保全区域」(環境省、環境省アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧)

図 3.2-13 北九州港海岸 海岸保全区域図

(7) 航路標識法

「航路標識法」(昭和 24 年法律第 99 号)では、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設を航路標識として定めており、航路標識の機能の障害となるおそれのある建築物の建設等に当たっては、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

響灘周辺海域における航路標識の位置は、図 3.2-14 に示すとおりであり、海域の各所に航路標識(浮標)が設置されている。

(8) 船舶安全法

「船舶安全法」(昭和 8 年法律第 11 号)は、海上人命安全条約に即し船と人命の安全確保を目的とする法律である。船舶だけでなく、浮体構造物も船舶安全法の対象となり、浮体式洋上風力発電施設は、この法律の適用を受ける。

(9) 漁業法

「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく漁業権位置図は前述の図 3.2-4 に示したとおりであり、事業実施想定区域は漁業権区域に存在する。

(10) 航空法

空港(滑走路)から 4km 以内の範囲は、「航空法」(昭和 27 年法律 231 号)第 49 条の規定に基づく制限表面(水平表面)が設定され、海拔 51.3m を超える建物等を設置することができない³。

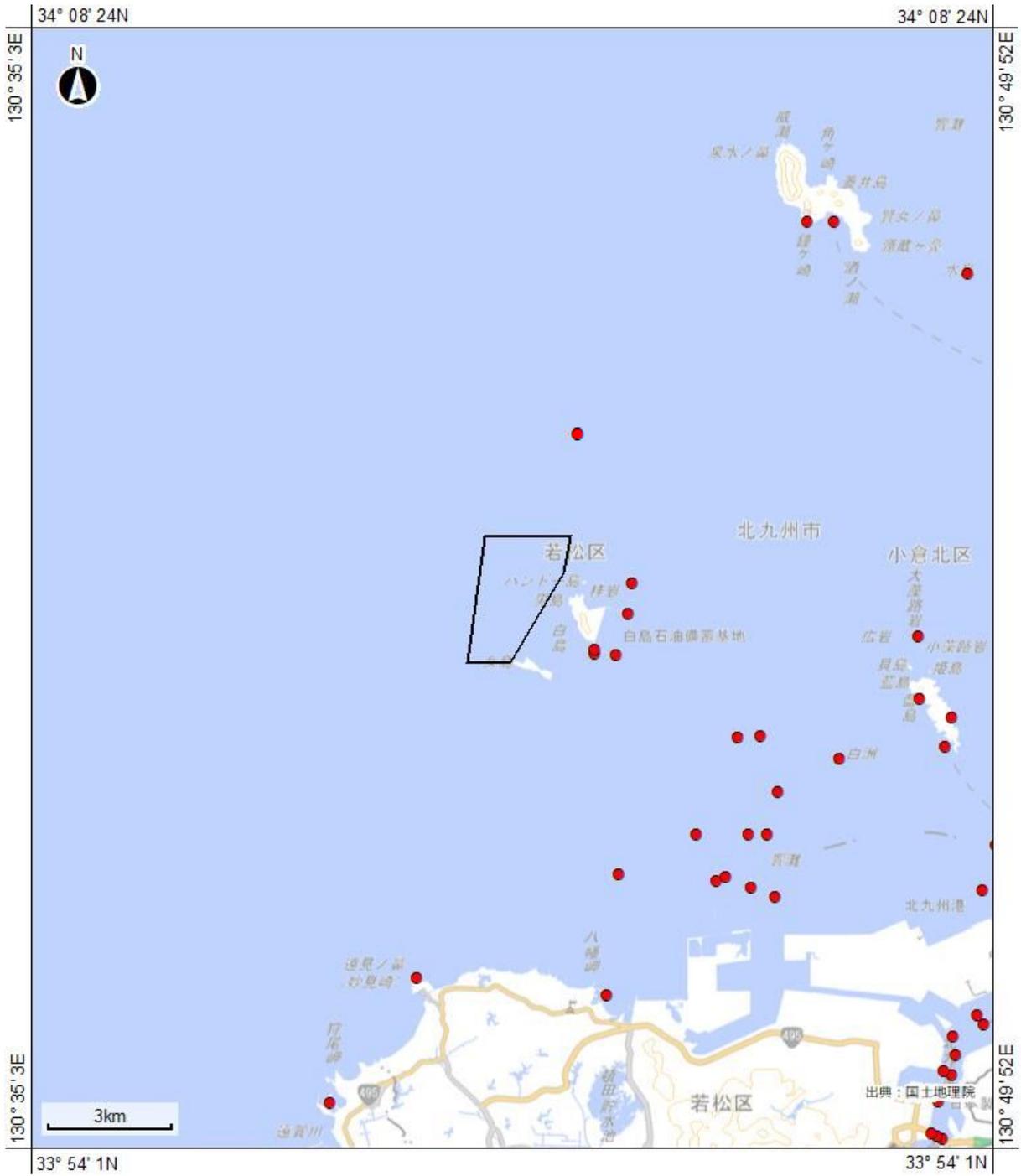
北九州市における空港は北九州空港であるが、同空港から馬島までの距離は約 20km、藍島までの距離は約 24km である。事業実施想定区域は距離がそれら以上に離れており制限区域には該当しない。

一方、第 51 条並びに第 51 条の 2 の規定に定める「航空障害灯」、「昼間障害標識」に関しては陸上風車と同様に対応する必要がある。具体的な設置方法については「航空障害灯/昼間障害標識等に関する解説・実施要領、令和 3 年 4 月 国土交通省航空局交通管制部管制技術課航空灯火・電気技術室」に基づき実施する。

(11) 文化財保護法

「文化財保護法」(昭和 25 年法律 214 号)では史跡名勝天然記念物及び重要文化的景観等について当該箇所の開発を規制している。「北九州市環境配慮指針」(北九州市、平成 18 年 9 月)に記載される「若松区の地域環境特性」において示す指定文化財(天然記念物、史跡、建造物)は事業実施想定区域周辺には存在しない。海中遺跡・海中文化財は埋蔵文化財の範疇であるが、現状ではこれらの届出先である北九州市にそれらの情報は無い。

³ 北九州空港 北九州空港事務所へのヒアリングによる。



凡例

● 航路標識（光浪標識、電波標識等）

□ 事業実施想定区域

出典：「航路標識」（環境省、環境省アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-14 航路標識の位置図

(12) 景観条例

北九州市では、「北九州市都市景観条例」（昭和 59 年制定）及び「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月改定）、景観形成の指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」（平成 31 年 4 月改定）が策定されている。景観計画では、北九州市全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、このうち、特色ある景観を有する地域や景観上、特に重要な地区を「景観形成誘導地域」、「景観重点整備地区」、「関門景観形成地域」と定めている。

(13) 民法

事業実施想定区域周辺における民法（明治 29 年法律第 89 号）に係る物権、債権等の条件は現状ではその存在を確認できない。

(14) 建築基準法

浮体式洋上風力発電所に関しては船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の対象となるため、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）には該当しない。

(15) 電気事業法

発電事業を実施する際における電気関係の基本的法令として「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）が定められている。この法律に基づく電気事業法施行令や施行規則により、発電所の設置や変更工事に必要な諸手続きが規定されている。諸手続きには電気事業に係る許可申請、技術基準への適合、電気保安規程の届出、電気主任技術者の届出、工事計画の届出、使用前安全管理検査等がある。本事業は電気事業法の対象となる。

(16) 水産関係法令

① 保護水面

事業実施想定区域及びその周辺には、「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動植物の産卵、育成に適し、保護培養の措置を講ずべき保護水面の指定はない。

② 育成水面

事業実施想定区域周辺には、「沿岸漁場整備開発法」（昭和 49 年法律第 49 号）に基づく栽培漁業の推進を目的として設定される育成水面の指定はない。

(17) 環境基本条例

① 北九州市環境基本条例

北九州市では、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的として、「北九州市環境基本条例」（平成 12 年北九州市条例第 71 号）を制定している。同条例では、公害克服の経験を生かした環境国際協力や環境産業の振興などの取組みのほか、化学物質対策や自動車公害対策などの

市民に身近な環境保全対策、環境教育・学習の推進など市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進するための規定などを設けている。これと同時に、環境的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念や市・事業者・市民の役割、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、各種の施策を総合的・計画的に推進していくことなどを規定している。

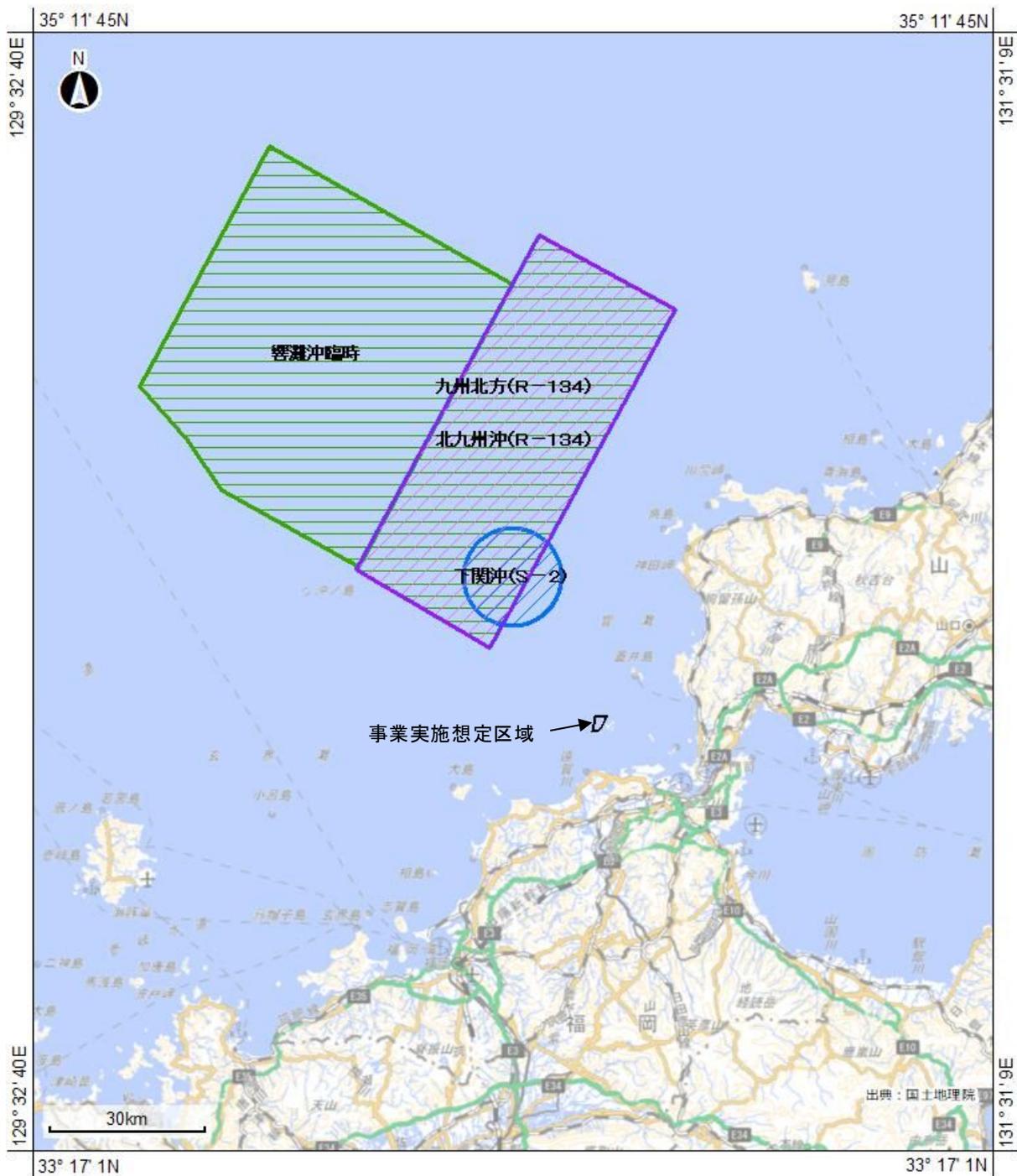
(18) 再エネ海域利用法

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成 30 年法律第 89 号）は、海外でコスト低下が進み、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制を両立する観点から重要な洋上風力発電が、①海域の占有に関する統一的なルールがない、②先行利用者との調整の枠組みが存在しない、という課題により導入が進んでいなかったことを受け、これらの課題の解決に向け成立した法律である。

なお、当該海域が再エネ海域利用法の対象となるかどうかは現時点（令和 7 年 2 月）では未確定である。

(19) その他の社会的制約条件の状況

北九州市の沿岸域においては、漁業無線の利用があると考えられるが、自衛隊が訓練等を実施する海域（図 3.2-15 参照）や自衛隊のレーダ使用海域には該当しない。また、環境アセスメントデータベース（環境省）によると、海底ケーブル等が敷設されていることが確認されている（図 3.2-16 参照）。



凡例

 米軍演習区域

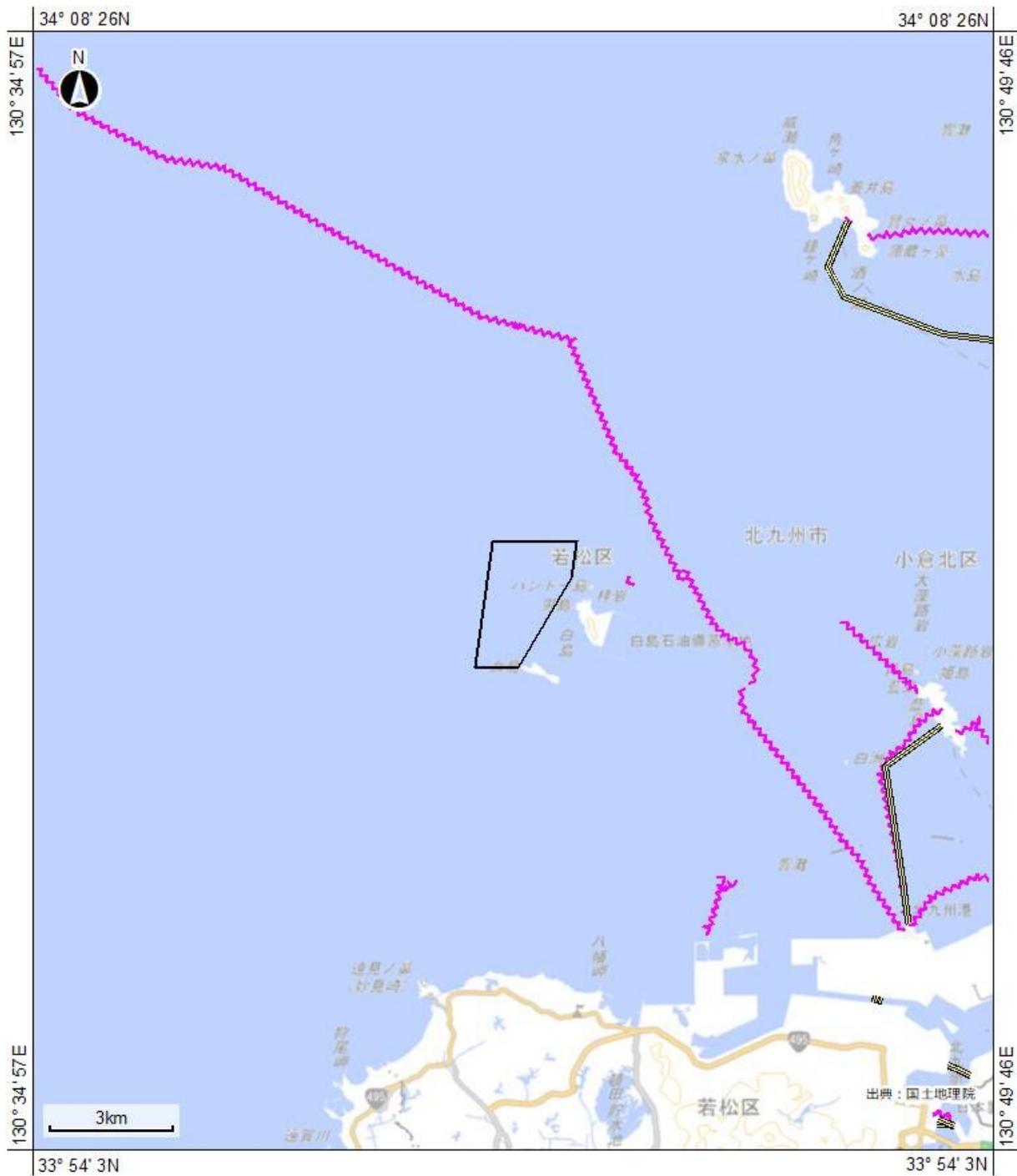
 事業実施想定区域

自衛隊射撃訓練等海上区域

 海上自衛隊  航空自衛隊

出典：「米軍演習区域/自衛隊射撃訓練等海上区域」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-15 米軍・自衛隊訓練等区域



凡例

- 海底ケーブル
- == 海底輸送管

事業実施想定区域

出典：「海底ケーブル/海底輸送管」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和6年11月閲覧）

図 3.2-16 海底ケーブル敷設状況

3.2.8 その他の事項

なし